

6. (本口座から有通帳口座への変更)

本口座の申込後は、原則として有通帳型の総合口座または有通帳型の普通預金口座への変更はできません。

万一、やむを得ない理由により有通帳型の総合口座または普通預金口座に変更する場合、その旨口座開設店に申出てください。その際、当行所定の通帳発行手数料をいただきます。

7. (有通帳口座から本口座への変更)

有通帳型の総合口座または有通帳型の普通預金口座を本口座に変更する場合は、変更前の通帳については、本口座に変更した時点でご利用できなくなります。

ただし、ご契約内容により、本口座に変更できない場合があります。

8. (免責事項)

(1) やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害が原因で、本口座がインターネットで確認および利用できない場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 本規定および本規定にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

9. (届出事項の変更)

(1) 届出印鑑、キャッシュカードを失ったとき、または届出印鑑、住所、氏名その他届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法で届出てください。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 届出のあった住所、氏名にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合は、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (印鑑照合等)

本口座の取引において、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）を届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) Web普通預金、Web定期預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (取引の制限等)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

13. (解約)

- (1) 本口座を解約する場合は、キャッシュカードおよび本人確認資料ならびに届出の印章（または暗証）を持参のうえ、当行本支店あてお申出ください。
- (2) 次のいずれか一つにでも該当した場合には、前項の手続によらず、当行は契約者に通知することなく本口座を解約することができるものとします。
- この場合、本口座に付帯する各種料金の自動支払や自動受取その他各種取引についても、特に通知することなく解約できるものとし、Web定期預金がある場合は解約請求書の提出なく解約できるものとします。
- ①『しがぎん』ダイレクトが解約された場合またはサービス指定口座への登録が解除された場合
 - ②キャッシュカードが解約された場合
 - ③住所変更の届出を怠るなどにより、当行において契約者の所在が明らかでなくなった場合
 - ④本規定に違反した場合
 - ⑤本口座申込時の申告内容に虚偽があった場合
 - ⑥当行より送付したキャッシュカード、『しがぎん』ダイレクト会員カードが郵便不着等の理由により、当行に返却されてきた場合
 - ⑦1年以上取引がない場合
 - ⑧支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合
- (3) 次のいずれか一つにでも該当した場合には、当行は本口座の取引を停止し、または契約者に通知することにより本口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①本口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または本口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ②この口座の契約者が第11条第1項に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤相続の開始があった場合

14. (規定の改訂)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるもの
とします。

15. (商品の中止、終了)

当行は、金融情勢その他諸般の状況等により本商品の全部または一部の取扱いを中止、終了することがあります。この場合、当行は当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、中止、終了できるものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)